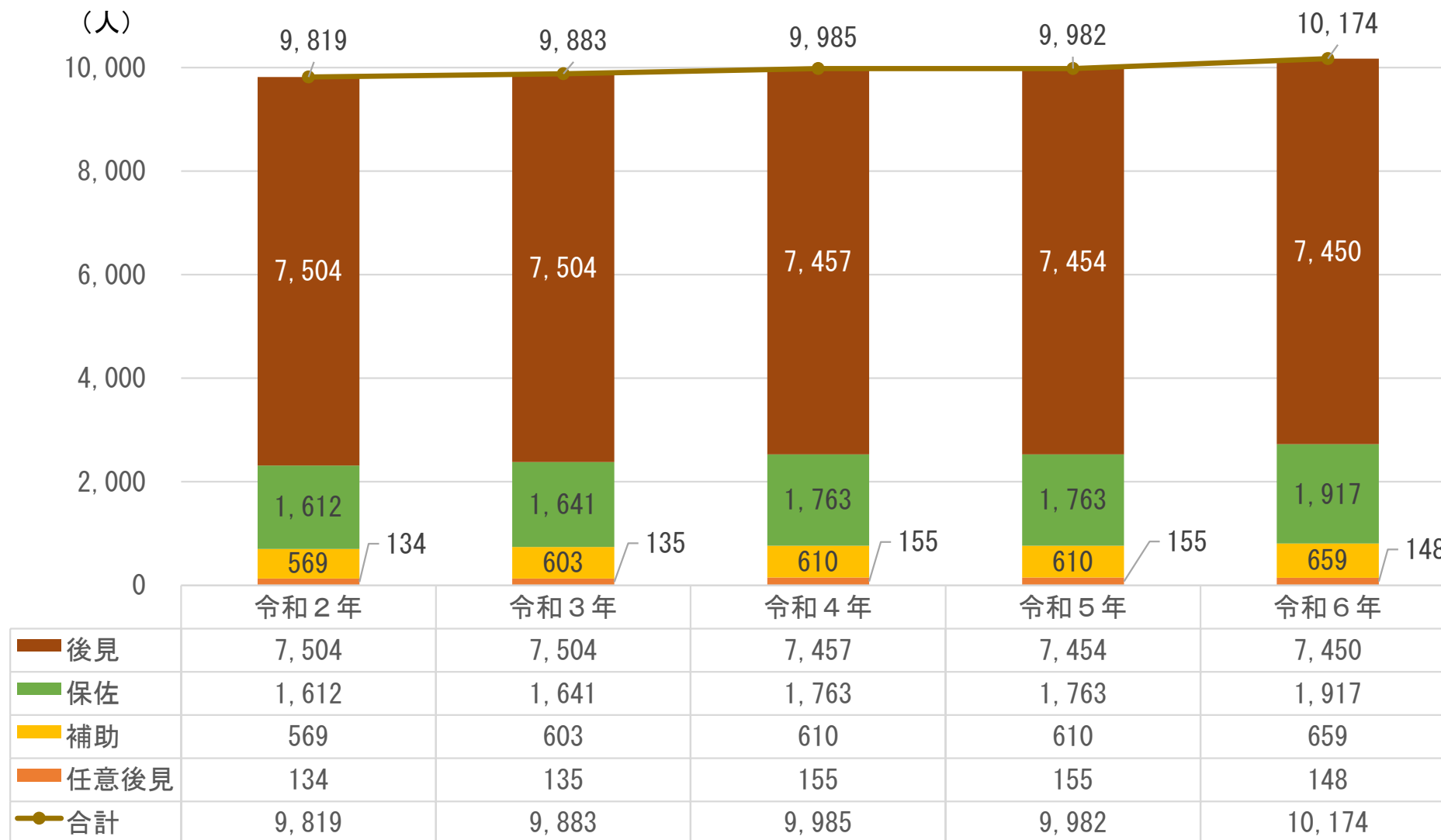


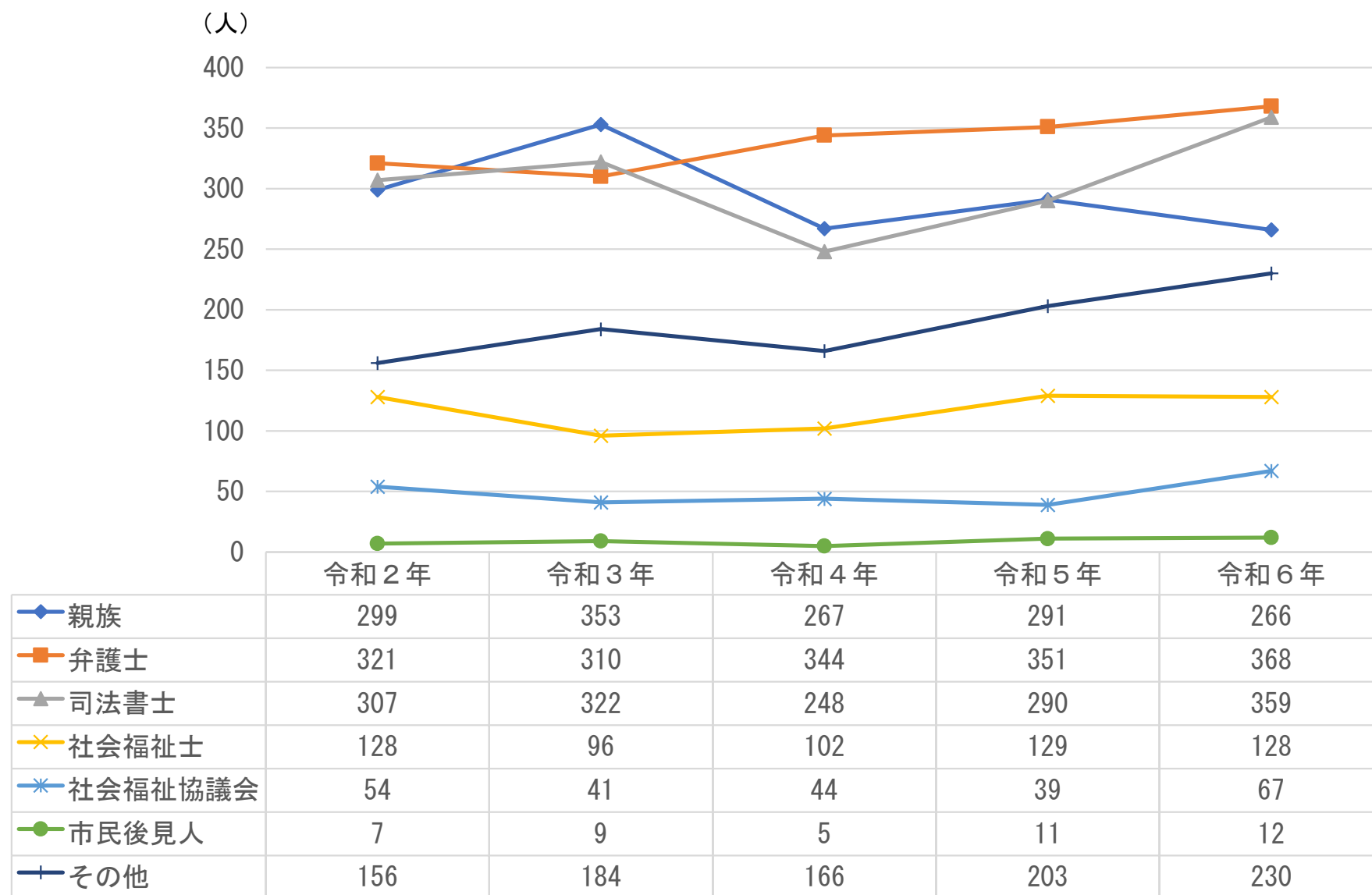
(1) 愛知県における成年後見制度の利用者数



※1 名古屋家庭裁判所から提供された情報を基に県で作成。なお、数値は各年の12月末時点のもの。

※2 「成年後見制度の利用者」とは、後見、保佐または補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

(2) 愛知県における成年後見人等と本人との関係

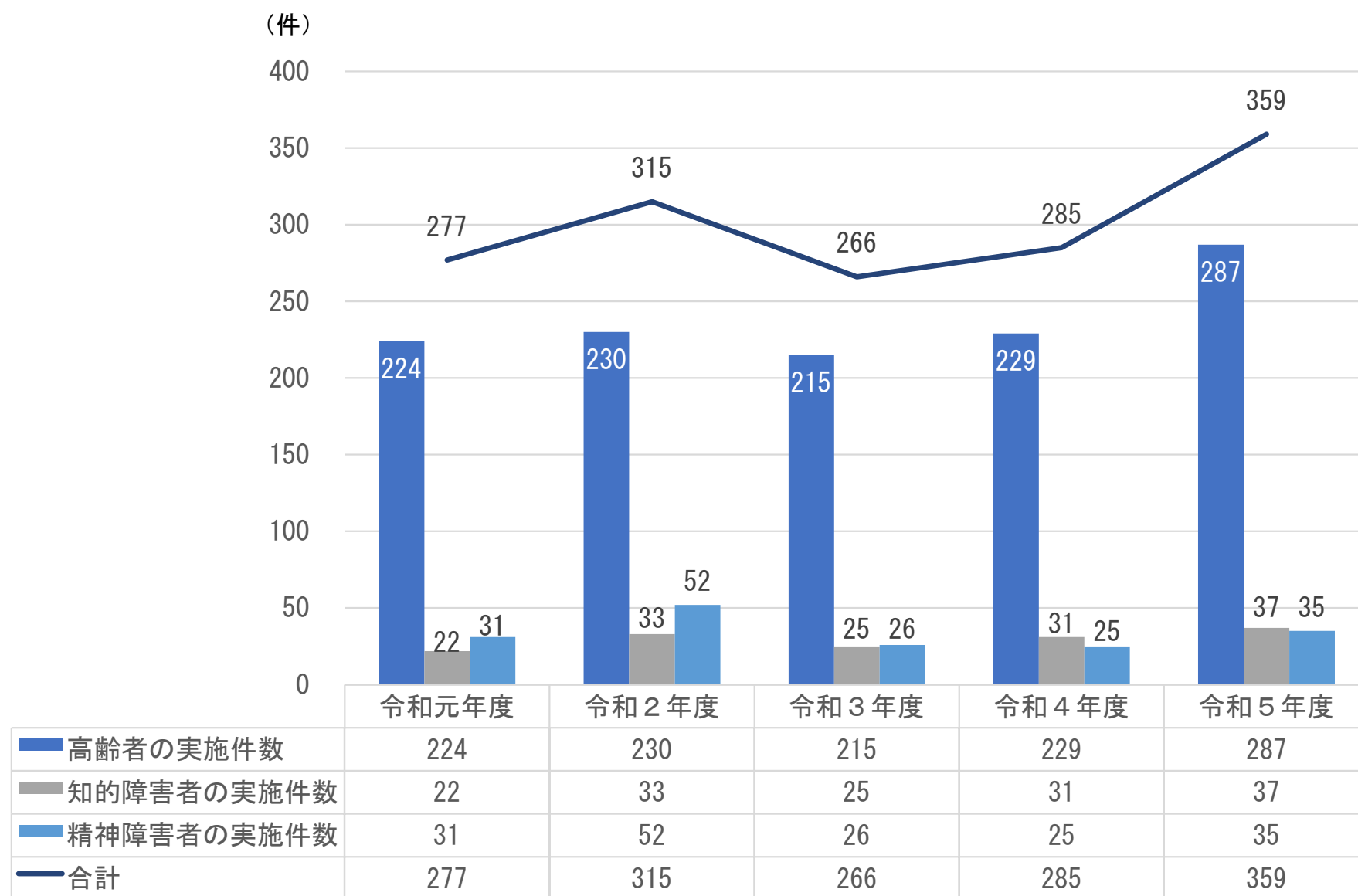


※1 名古屋家庭裁判所から提供を受けた情報を基に県で作成。

※2 数値は、各年の1月1日から12月31日の間に後見開始、保佐開始及び補助開始の審判をした事件を対象として集計したもの。

※3 1つの申立てにつき複数の後見人等が選任される場合があることから、各年の本人数とは一致しない。

(3) 愛知県における市町村長申立ての件数



※1 「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査（厚生労働省）」の調査結果を基に県で作成。

※2 各数値はそれぞれ老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2の規定に基づく審判請求の件数。